

青梅市告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、青梅都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和8年1月1日

青梅市長 大勢待 利 明

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画 生産緑地地区	<p>削除する部分 青梅市今寺2丁目、新町3丁目、新町4丁目、新町5丁目、藤橋2丁目、藤橋3丁目、今井2丁目、師岡町2丁目、畠中2丁目、梅郷2丁目、梅郷6丁目、柚木町2丁目、二俣尾2丁目、沢井2丁目および沢井3丁目各地内</p> <p>追加する部分 青梅市今井1丁目および梅郷4丁目各地内</p>

縦覧場所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市役所5階 都市整備部都市計画課

以上